

一般事業主 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年7月1日～ 令和9年6月30日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内の育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性社員・・・取得率 75%以上
女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率 75%以上

※次世代法としての目標

＜対策＞

● 令和7年7月～ サービスカタログ（業務一覧）の記入を推進し業務の見える化を推進することで、長期休業者の業務カバー体制の検討に役立てる

目標2：全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月10時間未満とする。

※次世代法としての目標

＜対策＞

● 令和7年7月～ 一部の部署で稼働管理表の入力を開始
● 令和8年1月～ 自分の稼働管理表をもとに業務の無駄や労力のかかる場所を把握し、AIを活用した効率化を検討する
● 令和8年7月～ 他部署でも稼働管理表の運用を開始

目標3：期間内に女性の正規雇用社員を5名採用する。

※女性活躍推進法としての目標

＜対策＞

● 令和7年7月～ 女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的な広報